

令和8年度 都市計画推進事業
新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務

公募型プロポーザル説明書

令和8年7月

東広島市 都市計画課

目 次

1	業務の目的	3
2	業務概要	3
3	プロポーザルの実施方針	3
4	プロポーザルへの参加資格	4
5	プロポーザルのスケジュール	4
6	質問及び回答	4
7	参加表明書等の提出	4
8	技術提案書の提出	4
9	特定審査の実施	5
10	プロポーザルの選定基準	5
11	契約に関する事項	7
12	その他	7
13	書類提出及び問い合わせ先	8

1 業務の目的

本業務は、国道2号4車線化事業に伴う既存ランプのフルランプ化の必要性及び整備効果の整理並びに、広島大学周辺地区をつなぐ新たな幹線道路ネットワークの検討を行うものである。

これらの検討に当たっては、交通処理の観点に加え、広域交通ネットワーク上の役割や次世代学園都市ゾーンにおけるまちづくり等を総合的に踏まえた上で、フルランプ化の必要性を整理するための調査・検討手法の提案が求められる。

また、本業務の成果は、国との協議や本市の道路整備の方向性に大きな影響を与える重要なものであり、業務の遂行には高度な技術力及び企画提案力が必要である。

このため、価格のみによる選定ではなく、業務実績、実施体制、技術力及び企画提案内容等を総合的に評価し、最も適した事業者を選定する必要があることから、本業務は一般競争入札方式によらず、公募型プロポーザル方式により実施するものである。

2 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 都市計画推進事業
新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務

(2) 履行場所

東広島市西条町一円、八本松町一円

(3) 業務内容

別紙「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務提案要求書」（以下「提案要求書」という。）による。なお、詳細な業務内容については、プロポーザルにおける提案内容を基に、改めて仕様書案で示すこととする。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月19日まで

(5) 提案上限額

委託料の上限は31,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

3 プロポーザルの実施方針

(1) プロポーザルの実施形式は、書面審査（5者以上参加の場合に限る）及びヒアリング審査によるものとする。

(2) プロポーザルでは、「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務」を受託する者（以下「受託業者」という。）を選定する。

(3) 受託業者の選定に当たっては、東広島市プロポーザル方式及び設計競技方式事業者選定委員会（「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務」）（以下「委員会」という。）において審査を行う。

(4) 委員会は、特定審査において、技術提案書提出者の中から本件業務の受託業者としてふさわしい者を特定する。（特定された者を「特定者」という。以下同じ。）
なお、特定者は複数の場合又は0者の場合もある。

(5) 委員会は、特定者を複数選定した場合においては特定者に順位を付し、最も高い評価値を得たものを最優秀提案者として決定し、本件業務の受託業者とする。

(6) 最優秀提案者を随意契約の見積書徴取の相手方とし、予定価格の範囲内での見積価格が提出された場合に契約の相手方とする。この場合の見積書徴取の回数に制限はないものとする。

(7) 見積書徴取の相手方が、契約の締結までにプロポーザルの参加資格に該当しなくなった場合、又は随意契約の見積書徴取において辞退した場合は、その者とは契約の締結を行わないこととする。この場合は、特定者の次順位の者を最も優れた者として、随意契約の手続を行うこととする。

4 プロポーザルへの参加資格

公示に記載のとおり。

5 プロポーザルのスケジュール

公募開始から契約締結までのスケジュールは、別紙「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務公募型プロポーザルスケジュール」（以下「スケジュール」という。）のとおり予定している。なお、スケジュールは予定であり、変更する場合もあることから、東広島市ホームページにおいて最新情報を確認すること。

6 質問及び回答

公示に記載のとおり。

7 参加表明書等の提出

参加表明者がプロポーザル参加資格を有した者であることを提出書類により確認する。

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 企業概要票（様式2）

公示日時点の内容を記入すること。

ウ 商業・法人登記簿謄本の写し

エ 東広島市の納税証明書（滞納のない証明書）

発行日が参加表明書の提出日から3か月以内のもの。

オ 業務実績一覧（様式3）

カ 配置予定技術者の実績書（様式4）

キ 設計共同体により参加を申し込む者は、設計共同体協定書の写し

(2) 提出部数

提出書類ア：2部（1部は受領印を押印し返却する。）

提出書類イ～キ：1部

(3) 提出期限

公示に示す提出期限日（令和8年7月10日（金））の午後5時まで【必着】

(4) 提出方法

持参又は郵送とする。

持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

郵送の場合は、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）によることとし、封筒に「参加表明書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を1部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

(5) 提出先

「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

8 技術提案書の提出

プロポーザル参加者は、提案要求書に基づき技術提案書を作成し、次の書類と合わせて提出すること。

(1) 提出書類

別紙「新たな都市計画道路等の道路ネットワーク検討業務 公募型プロポーザル技術提案書作成要領」（以下「技術提案書作成要領」という。）に記載のとおり。

(2) 提出部数

別紙「技術提案書作成要領」に記載のとおり。

- (3) 提出期限
別紙「スケジュール」で示す提出期限日（令和8年7月24日（金））の午後5時まで【必着】
- (4) 提出方法
持参又は郵送とする。
持参の場合は、開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。
郵送の場合は、封筒に「技術提案書類在中」と朱書きして期限までに提出すること（期日必着）。また、提出書類を1部返却するため、提出者の住所・氏名を記載し、返信に必要な切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
- (5) 提出先
「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ

9 特定審査の実施

- (1) 参加資格の確認
「提出書類（参加表明書、企業概要票、商業・法人登記簿謄本の写し、納税証明書、業務実績一覧、配置予定技術者の実績書）」により「4 プロポーザルへの参加資格」で定める参加資格の有無を確認する。
- (2) 参加資格結果通知・技術提案書の提出要請
前号の参加資格を満たす者に対して、技術提案書の提出を要請する。参加資格を満たしていない者に対しては別途その旨を通知する。
- (3) 技術提案書の書面審査 ※5者以上の場合実施
有資格者が5者以上の場合は、技術提案書の書面審査を行い、上位4者へヒアリング審査の出席を要請するものとし、それ以外は非特定とする。審査は非公開で「10 プロポーザルの選定基準」に基づき採点する。
- (4) ヒアリングの実施
「提出書類（技術提案書）」に対するヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの日時、場所、実施要領等については、技術提案書の提出後に通知する。
- (5) 特定・非特定理由に関する事項
 - ア 特定審査において特定した者及び特定しなかった者に対して、その旨及びその理由（以下「非特定理由」という。）を電子メールにより通知する。
 - イ アの通知を受けた者は、通知をした日（文書の施行日）の翌日から起算して7日（閉庁日を含まない。）以内に、郵送（書式自由。ただしA4用紙とする。）により東広島市に対して特定又は非特定理由について説明を求めることができる。
 - ウ 特定又は非特定理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（閉庁日を含まない）以内に、電子メール、郵送又はFAXにより回答するものとする。
 - エ 特定又は非特定理由の説明受付場所は、「13 書類提出及び問い合わせ先」に同じ。
- (6) 審査方法
審査は、公正かつ客観的に行うため、次の委員による選定委員会において行う。
東広島市 技監兼都市交通部長
東広島市 都市交通部次長兼都市計画課長
東広島市 都市交通部交通政策課長
東広島市 建設部次長兼技術企画課長
東広島市 総務部経営戦略チーム大学連携担当課長
広島県 西部建設事務所東広島支所 工務第一課長

10 プロポーザルの選定基準

- (1) 評価項目の内容及び配点（合計100点）等は、次のとおりとする。

表－1 特定審査の基準

提案項目	評価事項	評価基準	配点	
①事業全体の方針	(1) 同種業務の実績(会社)	○官公庁において、道路ネットワークの調査・計画に関する本業務に有益な業務実績があるか。 〔同種業務の例〕 ①本市の道路計画・交通計画を検討した業務 ②道路計画・概略設計を一連で検討した業務 ③IC・ランプの設置・変更に関連する交通量推計を行った業務 ※上記に例示した以外の業務を記載する場合は、本業務に類似すると考える理由を併せて記載すること。	10	25
	(2) 同種業務の実績(技術者)	○官公庁において、道路ネットワークの調査・計画に関する業務実績があるか。	5	
	(3) 業務理解度	○業務の目的、条件、内容及び地域特性を理解しているか。	5	
	(4) 実施体制	○関係機関（国・広島県・広島県警等）との連携体制は実現性があるか。	5	
②提案内容	(1) 取組方針	○提案要求書で定める「本業務の基本方針」を理解し、実施手順やその考え方が明確に示されているか。	15	40
	(2) 具体的な取組内容	○提案内容が的確かつ説得力があるか。	10	
	(3) プレゼンテーション	○提案内容の説明が分かりやすく、質問に対し適切な応答を行い、業務に対し積極性が感じられるか。	15	
③その他	(1) 業務経費の縮減	○提案価格が上限額をどの程度下回っているか。	5	35
	(2) アピールポイント	○業務内容に有益なアピールポイントはあるか。	30	
合 計			100	

- (2) 審査の結果、各委員の評価点の合計点が最も高い者を本業務に適した最優秀提案者として選定し、業務委託契約の締結について協議する。なお、各委員の評価点の平均が50点に満たない者は、候補者として選定しない。
- (3) 各委員の評価点の合計点が同点により2者以上が最高得点となった場合は、選定委員会の委員長が各委員に諮り、最優秀候補者を選定する。
- (4) 提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、その結果において委員の評価点の平均が50点以上であれば当該提案者を最優秀候補者とする。
- (5) 候補者が、「4 プロポーザルへの参加資格」に規定する参加資格のいずれかを欠くこととなったときは、この者の候補者としての資格を取り消し、次点の者を新たに候補者として

- 選定するものとする。
- (6) 審査結果は、後日速やかに提案者全員に書面にて通知する。なお、審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

1 1 契約に関する事項

契約は、東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）に基づき行う。

(1) 契約方法

随意契約とする。

(2) 契約約款

本市の定める「業務委託契約約款」を使用する。

(3) 契約手続き

契約に当たっては、最優秀候補者と提案書等を基本に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結するものであり、必ずしも提案書等の内容を保証するものではない。

なお、この協議の結果により、提案書の内容を訂正・削除することができることとするが、大幅な変更は認めない。また、協議が整わない場合にあつては、次点の特定者と協議の上、契約を締結することができる。

(4) 業務委託料

本業務に係る費用は、31,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

(5) 管轄の合意

本プロポーザルに関する一切の紛争は、広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1 2 その他

(1) 費用の負担

参加表明書及び技術提案書の作成並びにヒアリングなど本件プロポーザルに関する費用は、提出者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(3) プロポーザルに係る失格要件

プロポーザルにおいて次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 参加表明書又は技術提案書（以下「提出書類」という。）が、提出方法、提出先及び提出期間に適合しない場合

イ 提出書類が、各作成要領に定められた様式及び記載上の留意事項に適合しない場合

ウ 提出書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 提出書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

オ 提出書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

カ 提出書類に、虚偽の内容が記載されている場合

キ 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

ク 東広島市の審査の結果、参加資格がないと認められる場合

ケ その他、プロポーザル説明書に違反すると認められた場合

コ 提案価格の税込額が業務委託料の上限額を上回っている場合

(4) その他

ア 参加表明者は、参加表明書類提出をもって本説明書の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、プロポーザルに関する記録として使用できるものとする。

ウ 参加表明書又は技術提案書に虚偽の記載をした場合には、指名除外措置を行うことが

ある。

- エ 提出された書類は、選定審査に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- オ 参加表明書及び技術提案書の提出後において、参加表明書及び技術提案書に記載された内容の変更は認めない。また、提出書類に記載した配置予定技術者は、原則として変更することはできない。ただし、傷病、死亡、退職等の極めて特別な理由がある場合には、配置予定技術者の変更を行うことができることとするが、その場合であっても同等以上の技術者であるとの東広島市の了解を事前に得なければならない。
- カ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。
- キ プロポーザルの結果については、公表する。
- ク 提出された書類は、公正性、透明性、客観性を期するため公表することがある。
- ケ プロポーザルの作成のために東広島市より受領した資料は、東広島市の了解なく公表、使用してはならない。
- コ 参加表明書及び技術提案書を提出した者は、プロポーザルの参加を辞退することができる。辞退する場合は、様式8「辞退届」を提出するものとし、プロポーザルを辞退した者は、これを理由として以後の他の業務の指名等について不利益な取扱いを受けるとはならない。
ただし、辞退届を提出せずに、選定されたにもかかわらず技術提案書を提出しない、あるいは、技術提案書を提出したにもかかわらずヒアリングに出席しない等の行為を行った者については、指名除外措置の対象となる場合がある。
- サ 事故又は不正な行為等、本業務の調達に関して重大な支障があると認めるときは、プロポーザルを中止し、又は実施スケジュールを変更することがある。
- シ 本業務の調達に関し、提出された参加表明書及び技術提案書は、本業務の実施に関する目的に限り使用するものとする。
本業務の調達に関し、本市から受領又は閲覧した資料等は、本市の了解なく公表又は使用してはならない。

1 3 書類提出及び問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号（東広島市役所本館7階）

東広島市都市交通部都市計画課都市計画係 担当：吉岡、平田

電話 082-420-0954（対応日時：開庁日の9:00～17:00）

メールアドレス hgh200954@city.higashihiroshima.lg.jp